

〈論 説〉

# 紀元前3・2世紀ローマにおける 法学者の社会的地位と活動について

——戦後欧米圏における議論の展開を中心に——

林 智 良

〈目次〉

はじめに

第一章 ポンポネウスの記述と紀元前3・2世紀の法学者

第二章 法学者の出自と社会的地位——クンケル以降の議論をめぐって

第一節 クンケルのテーゼ——静態的把握

第二節 ホーマンおよびヴィーアッカーによるクンケル批判と修正

第三章 法学者の活動と社会——ヴィーアッカーの議論を中心に

第一節 公的任務と個人的資格付与

第二節 公的職務の根本形態としての助言活動

第三節 弁護活動 (agere), 文書起草活動 (cavere), 解答活動 (respondere)

むすびにかえて

## は じ め に

筆者は、共和政末期ローマのうち、主として紀元前1世紀の主要な法学者について今まで法学史・社会史・政治史・思想史等々の複数の視点を取り入れつつ考察する機会を得てきた。<sup>(1)</sup> 今後は、これまであくまで対比の対象とし

---

(1) 共和政末期における政治的成功と政務官職就任の問題については拙著『共和政末期ローマの法学者と社会——変容と胎動の世紀——』(法律文化社, 1997年)(以下, 拙著と略記する)7-10頁も参照。本稿では以下の略号を用いる。Bauman, LRP = R.A.Bauman, *Lawyers in Roman Republican Politics, A study of the Roman*

でのみ言及してきた紀元前2世紀以前の状況にも視野を広げ、これを具体的に検討することを企図するものである。<sup>(2)</sup> さしあたり、本小論では、神官法学

*jurists in their political setting, 316-82 BC* (München, 1983); Bauman, LTP=R. A. Bauman, *Lawyers in Roman Transitional Politics, A Study of the Roman jurists in their political setting in the Late Republic and Triumvirate* (München, 1985); RE=A. Pauly, G. Wissowa, W. Kröll et al. (edd.), *Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* (Stuttgart, 1894-1978); Schulz, HRS=F. Schulz, *History of Roman Legal Science-Reprint with new Addenda* (Oxford, 1953); SZ = *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Kunkel, HSS=W. Kunkel, *Herkunft und soziale Stellung der römischen Juristen*, Zweite Aufl. (Graz-Wien-Köln, 1967); OCD=ed. N. G. L. Hammond and H. H. Scullard, *The Oxford Classical Dictionary 2nd Edition* (Oxford, 1970); RE=A. Pauly, G. Wissowa, W. Kröll et al. (edd.), *Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* (Stuttgart, 1894-1978); Wieacker, JPG=F. Wieacker, "Die römischen Juristen in der politischen Gesellschaft des zweiten vorchristlichen Jahrhunderts" in: hrsg. von W. G. Becker u. L. S. von Carolsfeld, *Sein und Werden im Recht-Festgabe für Ulrich von Lübtow zum 70. Geburtstag* (Berlin, 1970); Wieacker, RRG=F. Wieacker, *Römische Rechtsgeschichte: Quellenkunde, Rechtsbildung, Jurisprudenz u. Rechtsliteratur Bd. 1 Abschn. 1. Einleitung, Quellenkunde, Frühzeit und Republik* (München, 1988). 赤井「法社会学」=赤井伸之「古代ローマ法学者の法社会学的研究——ティベリウス・コロンカニウスの場合——」(亜細亜法学・10—3), カーザー「概説」=マックス・カーザー著, 柴田光蔵訳『ローマ私法概説』(創文社, 1979年), 「キケロー選集」=『キケロー選集』全14巻(岩波書店, 1999年~), 小菅「神官」=小菅芳太郎「神官の解答活動(市民法の法源)」(北大法学論集・15—4), 柴田「ローマ法学」=柴田光蔵「ローマ法学」(碧海純一・伊藤正己・村上淳一編『法学史』, 東京大学出版会, 1976年, 所収), 千賀「ユ帝第一巻」=千賀鶴太郎『ユ帝欽定羅馬法学説彙纂第一巻(總論及諸官職)』(京都帝国大学法学部蔵版, 1921年), 鳥居「Publius Mucius Scaevola」=「Publius Mucius Scaevolaの位置づけ(1)」(中央大学大学院論究・13-1), 原田「原理」=原田慶吉『ローマ法の原理』(弘文堂, 1950年), 拙稿「法学・弁論術・軍功」=拙稿「共和政末期ローマにおける執政官就任者と法学・弁論術・軍功——法学者研究の後景——」(奈良法学会雑誌・11-4) なお、歴史上著名であり、同定が容易な人物については、フルネームの記載と原文表記を一部省略した。

- (2) 本稿で扱う時代については拙著3-10, 43-44頁でも、ごく簡単に検討している。なお、時代区分の問題であるが、法学史面ではひとまずシュルツの見解に従いつつ彼の言う「ヘレニズム的法学」の始まりである紀元前201年、つまり第2次ポエニ戦争の終結をもって共和政末期の始まりと考えたい(Schulz, HRS, p.38)。法学者の社会史に視点をおくならば、紀元前95年の神官クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラの執政官就任が重要な区切りとなるが、ここでは法学史面での共和政末期

が法学史の後景にしりぞきはじめた後である紀元前3・2世紀のローマ法学者の出自・社会的地位と彼らの専門家としての活動様式を全般的に見通し、これをさらに詳しい考察の端緒として位置づけたい。このような研究対象については、我が国においても個別の法学者について研究の蓄積が見られ、概観的記述にも恵まれるものの、近年における研究の進展をとりこんだうえで<sup>(3)</sup> 全般的な考察の視座を与えるものはいまだ見られない。ここでは、クンケル以降の欧米文明圏（オーストラリアを含めて考えたい）での議論のあり方を視野に入れつつ、その主要な成果に導かれながら論を進めることとしたい。論述の便宜上、本稿では彼らの出自・社会的地位、彼らの専門家としての活動のあり方の順に論ずることとする。法学自体の展開、法学者の活動の重要な一部門としての法学教育のあり方等については将来あらためて検討する。

## 第一章 ポンポニーウスの記述と紀元前3・2世紀の法学者

紀元前3・2世紀の法学者についても、通史的な記述として現存する唯一の史料は、紀元後2世紀の法学者セクストゥス・ポンポニーウス Sex. Pomponiusが記した『法学通論単行書 (Liber singulari enchiridii)』の断片である。本稿でも、『学説彙纂 (Digesta)』所収の当該史料のうち、関連する箇所を試訳しておこう。<sup>(4)</sup>

---

をもって、共和政末期の始まりととらえておこう。なお、ポーマンは、法学史面・政治史面の両方において神官クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ以前・以降の画期を重視する (Bauman, LRP, p.15f.)。

(3) 我が国における個別研究としては、ティベリウス・コルンカーニウス Tiberius Coruncanius の社会的活動について論じた赤井「法社会学」、プブリウス・ムーキウス・スカエウォラ P. Mucius Scaevola の同時代における政治状況との関わり、とりわけグラックス改革との関わりを論じた鳥居「Publius Mucius Scaevola」等がある。一般的記述としては、まず原田「原理」9-22頁、柴田「ローマ法学」31-33頁を参照。

(4) ポンポニーウスの記述の性格および、ここでの紹介箇所が続く箇所の翻訳につき拙著17-18、25-27、218-220頁を参照。39、40節については拙著26頁の翻訳を重複収録した。試訳に際しては先行の訳として千賀「ユ帝第一巻」59頁以下および英訳 (tr. A. Watson, *The Digest of Justinian* Vol.1 (Philadelphia, 1985)), 独訳 (C.E.

Otto et al., *Das Corpus Iuris Civilis in's Deutsche übersetzt* Bd. I (Leipzig, 1830) も参照した。当該箇所原文は下記の通りである。“(35) *Iuris civilis scientiam plurimi et maximi viri professi sunt: sed qui eorum maximae dignationis apud populum Romanum fuerunt, eorum in praesentia mentio habenda est, ut appareat, a quibus et qualibus haec iura orta et tradita sunt. et quidem ex omnibus, qui scientiam nacti sunt, ante Tiberium Coruncanium publice professum neminem traditur: ceteri autem ad hunc vel in latenti ius civile retinere cogitabant solumque consultatoribus vacare potius quam discere volentibus se praestabant.* (36) *Fuit autem in primis peritus PUBLIUS PAPIRIUS, qui leges regias in unum contulit. ab hoc APPIUS CLAUDIUS unus ex decemviris, cuius maximum consilium in duodecim tabulis scribendis fuit. post hunc APPIUS CLAUDIUS eiusdem generis maximam scientiam habuit: hic Centemmanus appellatus est, Appiam viam stravit et aquam Claudiam induxit et de Pyrrho in urbe non recipiendo sententiam tulit: hunc etiam actiones scripsisse traditum est primum de usurpationibus, qui liber non exstat: idem Appius Claudius, qui videtur ab hoc processisse, R litteram invenit, ut pro Valesiis Valerii essent et pro Fusiis Furi.* (37) *Fuit post eos maximae scientiae SEMPRO-NIUS, quem populus Romanus σοφδν appellavit, nec quisquam ante hunc aut post hunc hoc nomine cognominatus est. GAIUS SCIPIO NASICA, qui optimus a senatu appellatus est: cui etiam publice domus in sacra via data est, quo facilius consuli posset. deinde QUINTUS MUCIUS, qui ad Carthaginienses missus legatus, cum essent duae tesserae positae una pacis altera belli, arbitrio sibi dato, utram vellet referret Romam, utramque sustulit et ait Carthaginienses petere debere, utram mallent accipere.* (38) *Post hos fuit TIBERIUS CORUNCA-NIUS, ut dixi, qui primus profiteri coepit: cuius tamen scriptum nullum exstat, sed responsa complura et memorabilia eius fuerunt. deinde SEXTUS AELIUS et frater eius PUBLIUS AELIUS et PUBLIUS ATILIUS maximam scientiam in profitendo habuerunt, ut duo Aelii etiam consules fuerint, Atilius autem primus a populo Sapiens appellatus est. Sextum Aelium etiam Ennius laudavit et exstat illius liber qui inscribitur ‘tripertita’, qui liber veluti cunabula iuris continet: tripertita autem dicitur, quoniam lege duodecim tabularum praeposita iungitur interpretatio, deinde subtexitur legis actio. eiusdem esse tres alii libri referuntur, quos tamen quidam negant eiusdem esse: hos sectatus ad aliquid est Cato. deinde MARCUS CATO princeps Porciae familiae, cuius et libri exstant: sed plurimi filii eius, ex quibus ceteri oriuntur.* (39) *Post hos fuerunt PUBLIUS MUCIUS et BRUTUS et MANILIUS, qui fundaverunt ius civile. ex his Publius Mucius etiam decem libellos reliquit, Brutus septem, Manilius tres: et extant volumina scripta Manilii monumenta. illi duo consulares fuerunt, Brutus praetorius, Publius autem Mucius etiam pontifex maximus.* (40) *Ab his profecti sunt*

「(35)市民法の学は極めて多くの大変偉大な者たちが講じた。しかし、彼らのうちで極めて大きな権威をローマ国民のもとで有していた者たちについては、誰により、またいかにしてこれらの法が生じて伝えられたかを明らかにするため現在の視点から言及せねばならない。そして確かに、法学識を手に入れた者みなの中で、ティベリウス・コルンカーニウス以前に公に教授した者は誰も伝えられていない。他方で、彼以外の者たちはそれまで市民法を秘密のままにすることを考えているか、望む者にこれを教授するよりはむしろ相談者たちに相談のいとまを削ぐことのみを行っていたのである。(36)他方で学識ある者として、王法を一書にまとめたプブリウス・パピーリウスが第一人者たちの中にいた。この者の後、〔十二表法起草〕十人官の一人で十二表法起草にあたっての助言が大変重要であったアッピウス・クラウディウスが出た。この者の後、同じ家系に属するアッピウス・クラウディウスが極めて大きな学識を有しており、彼は百手ある者と〔あだ名で〕呼ばれた。アッピウス街道を敷設し、クラウディウス水道を引き、ピュッルス王をローマ市に迎え入れないことについての意見をなした。この者が使用取得の中絶についての訴〔の方式書〕をはじめて書いたときえ伝えられているが、その本は現存していない。その同じアッピウス・クラウディウスは、そこから進んでRの文字を考案して、ValesiiがValeriiに、FusiiがFuriiになったと伝えられている。(37)彼らの後ではセンプローニウスが極めて大きな学識を有しており、ローマ国民は彼を『賢者』と名付けた。この者の前にも後にも、その名で呼ばれた者は誰もいない。ガイウス・スキープオー・ナーシーカは、

---

PUBLIUS RUTILIUS RUFUS, qui Romae consul et Asiae proconsul fuit, PAULUS VERGINIUS et QUINTUS TUBERO ille stoicus Pansae auditor, qui et ipse consul. etiam SEXTUS POMPEIUS Gnaei Pompeii patruus fuit eodem tempore; et COELIUS ANTIPATER, qui historias conscripsit, sed plus eloquentiae quam scientiae iuris operam dedit: etiam LUCIUS CRASSUS frater Publii Mucii, qui Munianus dictus est: hunc Cicero ait iurisconsultorum disertissimum.” (D.1, 2, 2, 35-40) テキストについては Weidmann 社のリプリント (Recognovit P. Krueger et Th. Mommsen, *Corpus Iuris Civilis* (Berlin, 1963)) に拠った。

元老院により最良者と呼ばれたが、相談を受けるのに更に便利なように、聖道に公邸を授けられた。次いでクィントゥス・ムーキウスがおり、彼はカルターゴ一人たちのもとに使節として遣わされたが、一つは平和の小板、もう一つは戦の小板の二枚の小板を預けられ、いずれか望むものをローマに持ち帰るように判断を委ねられた。彼はその両方を掲げて、どちらを受け入れるのをむしろ望むかはカルターゴ一人たちが求めるべきだと言った。(38)これらの者たちの後にティベリウス・コルンカーニウスがおり、私の述べたように、はじめて講義を開始した者であるが、その著述は何ら現存していない。しかしその解答は、相当数に上り、また記憶すべきものである。次いでセクストゥス・アエリウスと、その兄弟のプブリウス・アエリウス、プブリウス・アティーリウスが講義にあたっては極めて大きな学識を有していた。二人のアエリウスたちは執政官にさえなった。他方でアティーリウスは国民にはじめて『智者』と呼ばれた。セクストゥス・アエリウスをエンニウスは称揚しており、『三部書』と題されたセクストゥス・アエリウスの本が現存している。同書はいわば法の揺籃期を含んでいるが、ところで、『三部書』と呼ばれるのは、十二表法〔原文〕が前置されており、それに〔その法の〕解釈がつけられ、次いで法律訴訟〔論〕がつけられているためである。他の三巻の本がセクストゥス・アエリウスの記すものであると言われているが、しかし同人のものであることを否定する者もいる。いくらかしてセクストゥス・アエリウスに続く者はカトーである。次なるマルクス・カトーはポルキウス家の長であるが、その記した本も現存している。その息子の記した本の数はずっと多く、それらから他の本が生まれた。(39)これらの者たちの後にプブリウス・ムーキウスとブルートゥスとマーニーリウスがいて、市民法を基礎づけた。彼らのうち、プブリウス・ムーキウスは十巻もの小著を残し、ブルートゥスは七巻、マーニーリウスは三巻残した。マーニーリウスの記録書数巻が現存している。三人のうちはじめの二人〔プブリウス・ムーキウスとマーニーリウスを示す趣旨か?〕は執政官経験者でブルートゥスは法務官経験者であった。他方で、プブリウス・ムーキウスは大神官でもあった。(40)これ

らの者たちの弟子として現れたのは、プブリウス・ルティーリウス・ルーフスであり、彼はローマで執政官であり、アジアでは前執政官であった。また、パウルス・ウェルギーニウスとクィントゥス・トゥベロも弟子として現れたが、パウルス・ウェルギーニウスの方はストア派哲学者でパンサの弟子であり、彼自身執政官であった。また同時期に、グナエウス・ポンペイユスの父方のおじであったセクストゥス・ポンペイユスと、コエリウス・アンティパテルもいた。コエリウス・アンティパテルは、歴史を著したが、法の学よりも雄弁に労苦を傾けた。そしてまた、プブリウス・ムーキウスの兄弟であるルーキウス・クラッススがおり、彼は、ムーニ〔キ?〕アーヌスと言われた。キケローはこの者が法学者中で最も弁論に優れていると言っている。』

ポンポーニウスの記述については、クンケルが「ローマ法史の再構成としてわれわれに伝えられている唯一のものでありながら、きわめて不十分なものはポンポーニウスの断片(D. 1, 2, 2)であるが、これは、より古い時代について全く明白にキケロー史料、特にその中でも『ブルートゥス』に依拠している。これらの史料において法学者たちは、その法学的業績ゆえに言及されるのではなく、キケローの弁論家としての資格による専門外の見方に基づき言及されるのである。」と述べているように、後代の記述としての限界、とりわけキケロー史料への依存と、そのキケロー史料自体の弁論家偏重が指摘<sup>(5)</sup>されている。しかし、この史料は、法学自体の具体的な発展のあり方について述べるどころ少ないものの、彼らの政治的成功や出自、その具体的な活動のあり方についても記しているところに特色がある。

(5) Kunkel, HSS, S.44 ポンポーニウスの記述が有する史料としての特性と問題点について、他に Bauman, LRP, p.12; Wieacker, RRG, S.531f. を参照。特にウィーアッカーは、テキスト伝承上の改変他の問題点を指摘するとともにこの記述の特色として、(1)師弟関係と諸世代の連なりの形で記述していること、(2)頂点を極めた者を記述していること、(3)新しく始まったことを極めて明確に記していること、の3点を特徴として挙げている(番号は筆者が添付)。そして、キケローの他にウァッロー Varro の記述をポンポーニウスが参考にしたと推定している。

## 第二章 法学者の出自と社会的地位

## ——クンケル以降の議論をめぐる

## 第一節 クンケルのテーゼ——静態的把握

法学者の出自と社会的地位という問題については、1967年に第2版が刊行されたクンケルの『ローマ法学者の出身と社会的地位』が重要な画期をなし、ボーマン、ヴィーアッカーら、各論者の議論もこの作品を軸に後々展開している。このような学説史理解については、すでに拙著で記したところでもあ<sup>(6)</sup>るが、今本稿で紀元前3・2世紀の法学者を検討しようとする際も、紀元前1世紀の状況同様、それを基本的に修正する必要はないと考える。

それでは、スカエウォラ以前を『『国家の第一人者たち (principes civitatis)』(以下、『第一人者』と略記する)による法学の独占時代』と規定するクンケルの議論(同書第2章第2節: 標題『『第一人者』の独占物としての法学<sup>(7)</sup>』)を以下で検討してみよう。

第一に、法学者の政務官就任歴が議論の対象とされ、「法学が、以前は指導的な政治家と貴族家門の独占的な所有物であった。」というキケローの『義務<sup>(8)</sup>について』における主張の正しさが、紀元前95年までに執政官職についた法学者が18人いることから肯定される。そのうち2人、つまりアッピウス・ク<sup>(9)</sup>

(6) 拙著5, 20-21, 42-44頁。本稿の議論は拙著第一章第二節での議論とも関連している。以下、クンケルの議論を紹介・検討するにあたっては法学者の人名にクンケルの付した番号を併記しているが、その一部は筆者が人物同定のため独自にこれを補ったものである。

(7) Kunkel, HSS, S.41-44。「第一人者」の概念については、拙著5-6頁を参照。

(8) Cic. De off. 2, 65 キケロー『義務について』の邦訳については泉井「義務」125頁参照。なお、拙著8-10, 24頁も参照。

(9) Kunkel, HSS, S.41 なお、クンケルがあげる法学者のうち、他の「第一人者」である16人は、次の者たちであると考えられる。以下では戸口総監職(=cens.)および執政官職(=cos.)および法務官職(=praet.)の就任年のみ併記する。

Nr.1. App. Claudius Caecus (cos.307, 296); Kunkel, HSS, S.6

Nr.2. P. Sempronius Sophus (cos.304); Kunkel, HSS, S.6f.

Nr.3. Ti. Coruncanus (cos.280); Kunkel, HSS, S.7f.

ラウディウス・カエクス Ap. Claudius Caecus (Nr.1) と、プブリウス・コルネーリウス・スキープオー・ナーシーカ P. Cornelius Scipio Nasica (Nr. 2) は二度もこの位に至っている。これらの法学者が就いた執政官職総計20のうち16は100年間少々の時期（紀元前201—95年）に位置している。さらに5人の法学者が戸口総監（*censor*）に至っており、その中で同様に4人が紀元前194から92年の間に位置しているとクンケルは指摘する。次いでクンケルは、執政官職に就くに至らなかった法学者の個別分析に進み、法務官職に至った者を、まず順次検討する。法学者のうちで少なくとも5人が法務官になっているが、彼らのうちガイウス・マルキウス・フィグルス C. Marcius

- 
- Nr. 5. P. Aelius Paetus (cos. 201); Kunkel, HSS, S. 8f.  
 Nr. 6. Sex. Aelius Paetus (cos. 198); Kunkel, HSS, S. 8f.  
 Nr. 7. M. Porcius Cato (cos. 195); Kunkel, HSS, S. 9  
 Nr. 9. Q. Fabius Labeo (cos. 183); Kunkel, HSS, S. 10  
 Nr. 10. P. Mucius Scaevola (praet. 179; cos. 175); Kunkel, HSS, S. 10  
 Nr. 11. T. Manlius Torquatus (cos. 165); Kunkel, HSS, S. 11  
 Nr. 12. P. Cornelius Scipio Nasica Corculum (cos. 162, 155; cens. 159); Kunkel, HSS, S. 11  
 Nr. 13. M'. Manilius (praet. 155 あるいは 154; cos. 149); Kunkel, HSS, S. 11f.  
 Nr. 17. P. Mucius Scaevola (praet. 136; cos. 133); Kunkel, HSS, S. 12  
 Nr. 18. P. Licinius Crassus Mucianus (cos. 131); Kunkel, HSS, S. 12f.  
 Nr. 21. Q. Mucius Scaevola (cos. 117); Kunkel, HSS, S. 14  
 Nr. 24. P. Rutilius Rufus (cos. 105); Kunkel, HSS, S. 15  
 Nr. 26. C. Flavius Fimbria (cos. 104); Kunkel, HSS, S. 16f.
- 「第一人者」以外の者11人は、次の通りである。ただし、Nr. 28 の Q. Mucius Scaevola (cos. 95) 以降の者は含まない。
- Nr. 4. Q. Mucius Scaevola (praet. 215); Kunkel, HSS, S. 8  
 Nr. 8. L. Acilius; Kunkel; HSS, S. 10  
 Nr. 14. M. Porcius Cato Licinianus; Kunkel, HSS, S. 12  
 Nr. 15. Ser. Fabius Pictor; Kunkel, HSS, S. 12  
 Nr. 16. M. Iunius Brutus (praet. 142); Kunkel, HSS, S. 12  
 Nr. 19. L. Coelius Antipater; Kunkel, HSS, S. 13  
 Nr. 20. Q. Aelius Tubero; Kunkel, HSS, S. 14  
 Nr. 22. C. Marcius Figulus; Kunkel, HSS, S. 14  
 Nr. 23. C. Livius Drusus; Kunkel, HSS, S. 14  
 Nr. 25. A. Verginius; Kunkel, HSS, S. 15  
 Nr. 27. C. Bellienus; Kunkel, HSS, S. 17

Figulus (Nr.22) は、執政官職も求めたが失敗した。キケローの意見によると  
 ガーイウス・ベッリエヌス C. Bellienus (Nr.27) は、立候補に特に不利な時期  
 にあたってさえいなければ、きっと執政官職に至っていたであろうという。  
 マルクス・ポルキウス・カトー・リキニアヌス M. Porcius Cato  
 Licinianus (Nr.14) は、指名法務官 (praetor designatus) の時にすでに死ん  
 であり、クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ Q. Mucius Scaevola (紀  
 元前215年法務官 Nr.4) は法務官を務めた後たった5年ほどしか生きていな  
 い。そしてマルクス・ユニウス・ブルトゥス M. Iunius Brutus (Nr.16)  
 も比較的夭折の可能性がある。最後の3人 [Nr.4, 14, 16] は、寿命がもっ  
 と長ければひょっとして最高公職にも昇進したかもしれない。クィントゥ  
 ス・アエリウス・トゥベロ Q. Aelius Tubero (Nr.20) は法務官選挙に失敗し  
 たという。クンケルは、下位の公職にさえも就任したことが証明されない法  
 学者は、当該時期においてわずか5人であることを強調し、その中には現実  
 に就任したが、史料によって伝えられていない者が存在する可能性を示唆す  
 る。その5人のうちで、セルウィウス・ファビウス・ピクトル Ser. Fabius  
 Pictor (Nr.15) は、神官 (pontifex) という祭祀職の位につき、ガーイウス・  
 リーウィウス・ドルースス C. Livius Drusus (Nr.23) は、精神的故障のため  
 に政務官歴から排除されている可能性があるという。

第二に、議論は法学者の社会的出身の分析にうつり、クンケルは法学者を  
 (1)ノービレス、(2)ノービレスではないが自らは執政官職に就いた者、  
 (3)ノービレスでなく、自らも執政官職に就かなかった者の三者に分けた  
 うえで(番号は筆者が付加した)、これに順次検討を加えている。

(1)のノービレスについてはパトリキ(血統貴族)系とプレープス(平  
 民)系に区別した上で、次の引用に見るように具体例を数えている。「生来の  
 ノービレス、つまり執政官格の祖先から出た家系の者<sup>(10)</sup>は、紀元前1世紀初

(10) Kunkel, HSS, S.42 クンケルにはゲルツァー説 (Gelzer, NRR, S.22ff.) に  
 拠る旨の原註が存在する。筆者自身も同説を基礎としており、このことは林信夫氏  
 による拙著の紹介文 (史学雑誌・107巻7号119頁) においても指摘されていること

頭に至るまで16人が、大なり小なりの確実性をもって証明される。彼らの中で5人がとりわけ輝かしい過去を有する者としてパトリキーの家系に数えられる。つまり、クラウディウス氏族のアップピウス・クラウディウス・カエクス (Nr.1), 二人ともファビウス氏族であるクィントゥス・ラベオー Q. Labeo (Nr.9) とセルウィウス・ピクトル Ser. Pictor (Nr.15), マンリウス氏族のティトゥス・トルクァートゥス T. Torquatus (Nr.11) と, コルネーリウス氏族のプブリウス・スキピオー・ナーシーカ P. Scipio Nasica (Nr.12) である。プレプス (平民) 系のノービレス出身である法学者には、同じく古来声望高い家系出身の人物がいる。つまり, 2人のアエリウス・パエトゥス Aelius Paetus たち (Nr.5, 6), マールクス・ユニウス・ブルートゥス M. Iunius Brutus (Nr.16) とガーイウス・リーウィウス・ドルスス C. Livius Drusus (Nr.23) がそれである。他の者たちは、まさに自分の生きた時期に、自らの属している家系が大きな影響力を獲得するに至った。例えば、法学者家系であるムーキー・スカエウォラエ家 (Nr.17, 18, 21, 28) や、リキニイー・クラッシー家がそうである。]

(2)ではノービレスではないが自らは執政官職に就いた者、すなわち「新人 (homines novi)」として「国家の第一人者 (principes civitatis)」にまで至った法学者の実例が列挙される。つまり、ティベリウス・コルンカーニウス Ti. Coruncanus (Nr.3), マールクス・ポルキウス・カトー・ケンソーリウス M. Porcius Cato Censorius (Nr.7), プブリウス・ムーキウス・スカエウ

---

である。そのゲルツァーによるノービレスの定義については、イギリスの F. Millar による1984年の批判以来、我が国でも議論が高まっている。共和政末期のローマ法学者セルウィウス・スルピキウス・ルーフスをもノービレスに含めて考え、ホプキンスらの見解に従いつつ同概念の閉鎖性よりは解放性を強調した筆者の理解は、そもそもノービレス概念の理解として周縁的なものであったと現在考えているが、この論争の整理と、これについての筆者の見解は、稿をあらためて示すこととしたい。この議論を概観したものとして、まず砂田徹「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起（一九八四年）以降を中心に

——」(史学雑誌・106-8) 63頁以下を参照。なお、拙著6, 64-67頁も参照。

オラ P. Mucius Scaevola (cos. 175; Nr. 10), マーニウス・マーニールウス M'. Manilius (Nr. 13), プブリウス・ルティールウス・ルーフス P. Rutilius Rufus (Nr. 24), ガーイウス・フラーウィウス・フィンブリア C. Flavius Fimbria (Nr. 26) がそうである。クンケルは、彼らの出世にあたって、彼らが法学者としてあげた業績が大なり小なり重要なかたちで関与していたことは疑いないとして、特に大カトーやマーニウス・マーニールウスを典型とする数名についてこのことがよく証明されているとする。このことで、法律学が影響力や権力に通じる有効な途であるというキケローの発言は正しいと確認されるが、そのような個人的業績が、政治的な経歴に対して有する意義は、あくまで他に数多く存在する諸要素の一つとしてのそれであり、むしろ他の要素が重要であったため、法学への過大評価は禁物であると留保する。そして、彼らの出自に対する検討を行ない、彼らがみな、プブリウス・ムーキウス・スカエウォラのように元老院議員階層か、最低でもカトーのように騎士階層に属していたと論ずる。トゥスクルム市出身のティベリウス・コルンカーニウスの場合は、ローマの高位貴族によって同等の貴族出身であったとみなされたという推測が可能であったとしている。カトーとプブリウス・ルティールウス・ルーフス、さらにプブリウス・ムーキウス・スカエウォラの父にあたる紀元前215年法務官クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ (Nr. 4) [ムーキー・スカエウォラ家の鼻祖] の場合は、明らかにノービレースの有力者と深い関係があったとする。そして、他の者についても同様な推定が可能であるとしたうえで、これら新人たちの大多数が勝ち取った執政官への途は苦勞に満ちたものであったに違いないと推測している。

(3) ノービレースでなく、自らも執政官職に就かなかった者については、主として紀元前2世紀に属する法学者のうち一定数は執政官格の先祖を有することも最高位公職に自分が就くこともないままであったが、彼らの大多数は元老院議員階層に属しており大半は大いに尊敬されている家系の一員であったと指摘する。クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ (praet. 215; Nr. 4) しかり、ルーキウス・アキールウス L. Acilius (Nr. 8), クィントゥ

ス・アエリウス・トゥベロ Q. Aelius Tubero (Nr. 20), セクストゥス・ポンペイウス Sex. Pompeius (Nr. 32) しかりであるが、ポンペイウスの父は法務官になり、その兄弟は執政官であった。またガイウス・ベッリエヌス C. Bellienus (Nr. 27), クィントゥス・ルクレティウス・ウィスピッロ Q. Lucretius Vispillo とルーキウス・ルーキーリウス・バルブス L. Lucilius Balbus (Nr. 34) は、おそらく生まれながらにしてすでに元老院議員身分を有していたと論ずる。それに対して、ルーキウス・コエリウス・アンティパテル L. Coelius Antipater (Nr. 19), アウルス・ウェルギーニウス A. Verginius (Nr. 25), ウォルカーティウス Volcatius (Nr. 33) については、元老院議員身分への帰属が大なり小なり疑わしいとする。少なくとも部分的に2世紀に属する可能性があつて、全く疑いなくただの騎士にすぎなかった唯一の法学者は、ガイウス・アクレオ C. Aculeo (Nr. 30) ただ一人であるとする。

第三に、現存史料のあり方に言及が及び、その乏しさが示されるが、法学者中のノービレスの絶対的優越と騎士階層以上の者による法学者の独占ということは、仮に史料の新発見があるとしても、全体的傾向として揺るがないであろうという見通しが語られる。まず、紀元前280年執政官のティベリウス・コロンカーニウス (Nr. 3) から法学者としての業績が不確かな紀元前215年法務官のクィントゥス・ムーキウス・スカエウォラ (Nr. 4) に至るまで、一人の法学者も知られておらず、紀元前3世紀において法学者として知られる者がほとんどいないということを指摘した上で、その理由として史料の現存状況が挙げられる。繰り返しての紹介になるが、ローマ法史の再構成として後世に伝えられている唯一のものは、[筆者も本稿第1章で紹介・検討した] ポンポニウスの断片であるにも関わらず、これは極めて不十分なものであり、より古い時代についてあきらかにキケロー史料、特にその中でも『ブルトゥス』に依拠している。これらの史料において法学者たちは、その法学的業績に基づいて言及されるのではなく、キケローの弁論家としての資格により専門外の見方に従って言及されるのである。このように、史料の現存状況は貧弱なものであると論ずるが、クンケルは仮に共和政期の法学者に関

する完全な知識が得られたとしても、それが本質的に違った像を示すことはないであろうと確信している。単なる元老院議員階層ないし騎士階層出身の法学者が相当数潜在していてこれが〔史料の発見により〕現れるかも知れないが、それはおそらく紀元前2世紀半ば以降現れて増大してゆくものと考えられる。そして、ノービレス成員もまた法学者であると判明するであろうから、ノービレス成員の優勢と元老院議員・騎士階層出身者の劣勢という、両グループの割合が決定的に逆転することは困難であろうと推測する。そして、ノービレスと法律学の結びつきを示す、いわば傍証として、法学者と神官団との関わりについて検討することの意義を示唆するのである。

そこで、神官諸職と法学者の密接な関わりについて論ずるクンケルの議論(同書第2章第3節: 標題「法学と神官職」)についても簡単に紹介しておこ(11)う。クンケルは、神官団(pontifices)が法解釈を独占していた時期の名残(12)は、紀元前3世紀以降にも見られるとして、神官諸職を法学者の多くが務めていた実状を、個々の法学者の経歴から明らかにしている。彼が挙げるところによれば、確証できる者だけでも、神官(pontifex) 8名、鳥占官(augur) 4名、祭儀執行10人官(decemviri sacris faciundis) 1名が、紀元前95年執政官であるスカエウォラ、クラッスス兩名にいたる法学者の中に存在するという(13)。

(11) Kunkel, HSS, S. 45-49

(12) 神官の活動について、小菅「神官」656頁以下をまず参照。

(13) クンケルが挙げる神官諸職と法学者の兼務状況は以下の通りである。(Kunkel, HSS, S. 46f.)

\* 神官 (pontifex) でもある者は8名

Nr. 2. P. Sempronius Sophus (cos. 304); Kunkel, HSS, S. 6f.

Nr. 3. Ti. Coruncanius (cos. 280); Kunkel, HSS, S. 7f.

Nr. 9. Q. Fabius Labeo (cos. 183); Kunkel, HSS, S. 10

Nr. 11. T. Manlius Torquatus (cos. 165); Kunkel, HSS, S. 11

Nr. 12. P. Cornelius Scipio Nasica Corculum (cos. 162, 155, cens. 159); Kunkel, HSS, S. 11

Nr. 17. P. Mucius Scaevola (praet. 136; cos. 133); Kunkel, HSS, S. 12

Nr. 18. P. Licinius Crassus Mucianus (cos. 131); Kunkel, HSS, S. 12f.

Nr. 28. Q. Mucius Scaevola (cos. 95); Kunkel, HSS, S. 18

\* 鳥占官 (augur) でもある者は4名

このような神官職と法学者の密接な関係は紀元前2世紀半ばまで確かに存続し、場合によっては紀元前1世紀初頭までは続いたものと思われるが、キケローの時代には解消していたという<sup>(14)</sup>。そして、ティベリウス・コルンカーニウス以降も市民法分野での神官団の解答活動は明確に廃止されることなく存続し、世俗の法学者との競争に徐々に敗れ去るかたちで消え去っていったとクンケルは論じている<sup>(15)</sup>。ティベリウス・コルンカーニウス以降、紀元前3世紀末まで法学者の名前が何ら見られないのも、この時期神官団 (pontifices) が、法的解答を行い、それが個別の名前を明らかにしない匿名的・集団的形式で行われたため、キケローの時代にはもう彼らの名前が伝わっていなかったことが理由であるという可能性をクンケルは示唆する<sup>(16)</sup>。そして、紀元前3世紀末にいたると、個人として見分けられる私人の法学者が登場し、その際法学が政治的成功に至る手段として有効であると認められたという。例えば、アエリィー・パエティー家やムーキー・スカエウォラエ家のように、上の世代で神官諸職に就いた者が居る家では、家の伝統として法学が存在したらしいと推測される。しかし、その傍らでカトーヤルーキウス・アキーリウス、マーニウス・マーニーリウスは、家の伝統に立たない明白なアウトサイダーとしての法学者であった<sup>(17)</sup>。その後、紀元前2世紀もくだるにつれて、神官諸職の選出形式が、メンバーの互選から部族 (tribus) 単位での選挙に変えられ

---

Nr.5. P. Aelius Paetus (cos.201); Kunkel, HSS, S.8f.

Nr.7. M. Porcius Cato (cos.195); Kunkel, HSS, S.9

Nr.21. Q. Mucius Scaevola (cos.117); Kunkel, HSS, S.14

Nr.29. L. Licinius Crassus (cos.95; cens.92); Kunkel, HSS, S.18

\* 祭儀執行10人官 (decemviri sacris faciundis) は1名

Nr.4. Q. Mucius Scaevola (praet.215); Kunkel, HSS, S.8

\* 紀元前2世紀半ば以前に全然神官職に就いていないらしい者は3名

Nr.6. Sex. Aelius Paetus (cos.198); Kunkel, HSS, S.8f.

Nr.8. L. Acilius; Kunkel, HSS, S.10

Nr.10. P. Mucius Scaevola (praet.179; cos.175); Kunkel, HSS, S.10

(14) Kunkel, HSS, S.47f.

(15) Kunkel, HSS, S.48

(16) Kunkel, HSS, S.48

(17) Kunkel, HSS, S.48f.

たことも影響して、法知識に秀でることが神官諸職の一員に迎えられることの必要条件であるとされるような神官諸職と法学者の密接な関係は解消に向かって行った<sup>(18)</sup>という。

## 第二節 ポーマンおよびヴィーアッカーによるクンケル批判と修正

さて、紀元前3・2世紀を『第一人者』による法学の独占時代」と規定したクンケルのテーゼは、拙著でも触れたごとく、修正の提案を受けている。ポーマンはクンケルの挙げる法学者のリストのうち、執政官就任者でない者も相当数見られることに着目して、「[新人として新たに成功した者をも含む]執政官格の元老院議員という意味での『国家の第一人者』が[文字どおりの独占ではなく]法学の中枢を占めていた」と限定的にこれを捉えなおした上でこれを承認<sup>(19)</sup>している。

ヴィーアッカーも、1988年刊の『ローマ法史』でクンケルの業績を基本的に承認<sup>(20)</sup>し、個々の法学者を論ずる際も、基礎データとして、これに随所で依拠<sup>(21)</sup>しているものの、時代の全体的な規定としては『第一人者』による法学の独占」という考え方に異を唱えている。

拙著でもすでに紹介したところであるが、1970年に明らかにされたヴィーアッカー<sup>(22)</sup>の議論では法学者の出自・社会的地位を(a)血統貴族 (patricii)、(b)平民系ノービレス、(c)新人 (homines novi)、(d)ノービレスに至らなかった者、の4つに分類した上で、法学者の中の(a)のグループは、当時の政治的指導層の構成に鑑みて不釣り合いに少数であり、(d)も例外的であるとして、(c)のグループが全体中の相当数を占めることを指摘する。具体的には、紀元前100年頃までの法学者が、クンケルの挙げるところ33人いるうちで、16人しか執政官の先祖を持つものはおらず、残余の17人は法学の实

(18) Kunkel, HSS, S. 49

(19) 拙著23, 24, 44頁 Bauman, LRP, pp.5-6, 11-12

(20) Wieacker, RRG, S. 528f.

(21) Wieacker, RRG, S. 534ff.

(22) Wieacker, JPG, S. 185f. 拙著43-44頁

践を通じてノービレスに参入したとする。そこからヴィーアッカーは、法学を『第一人者』による独占物ではなく、「新人のノービリタスへの跳躍板 (Springbrett des *homo novus* in die Nobilität)」と規定する。このような立場は、ヴィーアッカー自身が1988年刊の『ローマ法史』において紀元前3・2世紀の法学者の出自を概観的に論ずるにあたっても踏襲して<sup>(23)</sup>おり、静態的な独占ではなく政治史における諸家系のダイナミックな浮沈に着目して議論をすすめる姿勢は変わっていない<sup>(24)</sup>。

### 第三章 法学者の活動と社会——ヴィーアッカーの議論を中心に

#### 第一節 公的任務と個人的資格付与

本章では、ヴィーアッカー『ローマ法史』<sup>(25)</sup>の第34章「法的専門職 (Die juristische Profession)」本文に主に拠りつつ、法学者の活動と、その職務の性格について検討してみたい。本節では法学者の任務と資格に関する彼の議論を中心に、これを紹介・検討する。

第一にヴィーアッカーは、法学者の活動が公職者としての公権力の行使というかたちをとるのではないが、それはあくまで公的な性格を帯びていたこ

(23) Wieacker, RRG, S.529

(24) 同書第33章「紀元前3・2世紀の法学者 (Die Juristen des dritten und zweiten vorchristlichen Jahrhunderts)」(Wieacker, RRG, S.531-551)で行われている、個々の法学者およびその家系の分析については、詳しい紹介を割愛する。なお、『ローマ法史』では、JPGにおいてと同様に新人集団の占める数的割合の大きさを強調するものの、法学者の分類に際しては平民系ノービレスというグループが省略されて、(a)血統貴族、(b)新人、(c)ノービレスに至らなかった者、の3分類となっており、(a)と(b)を統合する概念として別途ノービレスが用いられているように読める。しかし、この変更についてヴィーアッカーは特に説明を付していない。ちなみに、Wieacker, RRG 第32章第3節、第33章の相当部分は Wieacker, JPG での議論を骨子として、これを展開させたものと見受けられる。

(25) ヴィーアッカー『ローマ法史』での議論については、すでに我が国において小菅氏の紹介(国家学会雑誌・105-3・4, 137頁以下)が存在する。また石川氏による論稿(北大法学論集・44-6, 401頁以下)もこれを紹介・検討する。ただ、両作品とも、本稿で扱った箇所を正面の検討対象とするものではない。同書の欧米での評価については、まずフライヤーによる書評(JRS, 82(1992), 231f.)を参照。

とを強調し、そこからローマ特有の社会構成原理にまで言及する。<sup>(26)</sup> ヴィーアッカーの言によれば、まず「彼らは官職を有しなかったが、私的存在 (privat) ではなかったのである。」という。そこから、法学者の活動は、神官の弁護活動 (agere) と解答活動 (respondere) という歴史的淵源に由来するだけでなく、国家の指導的メンバーの助言が有する高い公的権威と密接に関わることが説かれる。ヴィーアッカーによれば、古典的自由国家〔の共和政期ローマ〕においては、経験と公職によって証明された官職貴族 (nobilis) の助言 (consilium) と権威 (auctoritas) というものが、「国家外の」社会的諸力なのではなく、生きた国制自体における制度であることから由来したのである。そこで、解答は元老院や政務官、審判人にむけても与えられ、審判人と〔その〕公的意見においては、私人の当事者に対する判決 (consultum) でも権威が要求された。特徴的なことには、解答は私邸の高椅子から全くの公的性格を持って発せられたのだ<sup>(27)</sup>という。そして、このような権威は、単に技術的な法知識に基づくだけでなく、高貴さや政治的信望、公の功績にも基づくものでもあったという。そこから、ノービレースが法学を独占するという状況が生じるが、一方で、その独占は完全に排他的なものではなく、法学者としての解答実務を積み重ねることで新人にもノービレースに参入することが可能であった。

第二にヴィーアッカーは、職務遂行にあたっては非党派制と無償性が法学者のとるべき理想として期待されていた<sup>(28)</sup>という。この二つの理想はノービレースの美德であり、法学者は現にこれを達成していたという。そして、法学者の対極として持ち出されるのが、一方当事者に対して友誼関係 (amicitia) あるいは対価を通じてコミットしていた訴訟代理人や弁論家 (patronus) である。また、職務の無償性という点では、法学者のそれは政務官や神官とい

(26) Wieacker, RRG, S.551f.

(27) Wieacker, RRG, S.561, n.50; なお、本章註(22)でのキケロー『弁論家について』の引用(Cic.De or.3, 33, 133)を参照。

(28) Wieacker, RRG, S.552f.

った榮譽職 (honores) の無償性と共通したものであった。ただし、これら兩理念は、法学者がその活動を通じて政治的成功への途を拓くことと何ら矛盾するものではなかった。ヴィーアッカーの言によれば、根気強く自由な立場で職務を実践する者はきっと民衆 (populus) の好意 (gratia) を獲得するものであって、彼にもたらされる報酬は政務官への選出であった。このことは、贈り物のばらまき (largitiones) や公競技の提供、選挙民への訪問 (ambitus) を通じての大々的な売り込みと同じくらいこだわりなく公言され、正当と認められたことであった。そして、執政官格元老院議員や元老院筆頭者 (princeps senatus)、大神官の職に就くなどして政治的成功を果たした法学者も助言活動を継続したというが、その活動の原動力となったのは、ヴィーアッカーの表現では「ローマのノービレス層にとって生の息吹であるところの威厳 (dignitas)、榮譽 (honor)、権力を求める闘争的な情熱」であった。

第三にヴィーアッカーは、法学者の職業倫理における〔人格的〕模範像に言及する。<sup>(29)</sup> 法学者の有していた公的性格のために、法学者には当時通用していた父祖の美德という水準を超えて重みと信頼感に満ちた完全無欠の人間であることが期待されたという。法学者は、現にこのような期待に応えており、それは史料伝承に際しての偶然によるものでない。ヴィーアッカーが挙げる具体例は紀元前2世紀からユリウス・クラウディウス朝の支配に至るまで、<sup>(30)</sup> 多岐にわたる。しかし、このような職業倫理は一方で、政治的な態度未決定、

(29) Wieacker, RRG, S. 553f.

(30) 以下に、それを試訳しておこう (Wieacker, RRG, S. 553)。「内乱の恐怖に際しても、また、もっとも時代的に下ったところでユリウス・クラウディウス朝の支配のもとでも、まだ法学者には私利私欲、権勢欲、阿諛追従はほとんど知られていなかった。それどころか、スキューピオー・コルクウムがカルターゴの殲滅に対して抗議したこと、ルティーリウス・ルーフスが属州を完全無欠に統治したこと、鳥占官クイーントゥス・ムーキウスが不撓不屈であったこと、神官クイーントゥス・ムーキウスが相争う諸党派を仲介しようとして生命を犠牲にしたことを、人は耳にするのである。そして元首政初期においてもまだカスケリウスの正直な心根や大ネルヴァの絶望——それが退廃に関するものであれ、ティベリウスの支配による正当性を認められない措置に関するものであれ——を耳にするのである。」これらのう

自己の意見の欠如あるいは、「形式的な」法的根拠に基づく強情さなどの短所にも通じたという。これらの理想像は、おそらく首都における上層の法学者にのみあてはまったものと推定されるが、それ以外の中層以下の法学者については、共和政期における碑文史料が欠けているなどの史料上の問題のためにほとんど分かっていないという。<sup>(31)</sup>

## 第二節 公的職務の根本形態としての助言活動

本節で、ヴィーアッカーは助言活動全般について検討しているが、まず第一に、助言活動の本質的受動性が明らかにされる。<sup>(32)</sup>以下、ヴィーアッカーの言うところによれば、<sup>(33)</sup>それらの行為の個別的な形式は官職権力 (*imperium* ないし *potestas*) の執行ではなく、“*consuli*”，つまり「助言を求められること」(そして助言を求める者に助言を与えること)のかたちをとり、そのことが法学者 (*iurisconsultus*) に、その典型的な名称を与えているのであるとい<sup>(34)</sup>う。その活動の特色は古代ローマにおける生活秩序の一般的基本形態として理解されねばならないのである。そして、ヴィーアッカーの議論は古代ローマ社会において助言活動一般の果たしていた役割に及ぶ。<sup>(35)</sup>古代都市国家においては集団の連帯(家族、友人関係、党派、氏族、庇護関係)が密接であったために、とりわけ重大な行為にあたっては近しい者の助言を仰いだという。ローマでは助言に公的効力を与える権威 (*auctoritas*) が社会的政治的に制

---

ち、ルティリウス・ルーフスの属州統治については拙著35-36頁で、神官クイーントゥス・ムーキウス・スカエウォラの晩年については拙著38-41頁で検討する機会を得た。この経験に鑑みるに、スカエウォラが諸党派の宥和に努めたというヴィーアッカーの表現は、若干の推測ないし読み込みも伴っているものと考えられる。なお、Wieacker, RRG, S.549 も参照。

(31) Wieacker, RRG, S.554

(32) Wieacker, RRG, S.554-556.

(33) Wieacker, RRG, S.554

(34) なお、“*iurisconsultus*”，“*iurisperitus*”といった法学者の名称のニュアンスにつき Wieacker, S.554, n.13 を参照。

(35) Wieacker, RRG, S.555

度化されており、そこから、助言行為は、本人の自己責任による行為に距離を置いて専門知識を授けるにとどまらず、これらの行為の背後に（今日の「推薦」、特に英語の“sponsorship”に相当するような）助言者（*consultus*）の権威を提供するものであった。それは、単なる助言ではなく公的な幫助とも言うべき性格のものであった。助言は、個々人の私的な企て（婚姻、離婚、養子、相続人指定、土地購入）とおなじく、その公的な企て（公職への立候補、元老院での意見他の政治的行為）の社会的成功に対する前提をなしていた。近隣者の政治的社会的諸関係がそれほど密接な社会では、他人を通じた支持ないし援護を確保する者が勝利するのである。

第二にヴィーアッカーは、国政上の助言が有していた意義を検討する。<sup>(36)</sup>共和政体（*res publica*）自体は、彼の表現によると「直接的な行為権能と間接的な制御形態との権衡に立った体系」であるので、助言行為（*consilium*）は、生きた国制のもとでの一制度であった。元老院による統治は、ほとんど例外なく議決（*consulta*）を通じて行われ、それは若干の史料によれば執政官職（*consulatus*）にその名前を与えた可能性がある。しかし、他の公的な委員会も、政治的な拘束力のある助言（*consilia*）を、そのたびごとの特別な権威に基づいて与えた。そこで、国家宗教上のあらゆる重要な用務に際して、元老院と官職保持者は聖職者団体の鑑定を求めた。それと全く同様に、法廷を司る政務官や単独審判人や審判人団は、個々の法学者の専門法学的助言あるいは解答を援用しているのである。

第三にヴィーアッカーは、元老院での助言のように、年輪や経験、社会的経済的名声が権威を与える助言の領域と、法学者の助言のように、専門的知識が権威を与える助言の領域との関係を論じている。<sup>(37)</sup>もちろん、後者にあっても年の功や経験や社会的経済的名声は望ましいもののだが、決定的なものではなかった。そして、生活能力のあるローマ人にとっては、戦争指揮や農業や取引行為のような前者の領域よりは、法的領域や祭祀的領域のような後者

(36) Wieacker, RRG, S.555f.

(37) Wieacker, RRG, S.556

の領域での助言の方が重要であった。なぜなら、後者の領域では一般的生活経験に基づいて不適切な行為をしてしまうと、事前には認識できず、しかも不可避に降りかかる危険【例えば儀式行為の無効などか?】に遭遇するからである。しかし、法学上や祭祀上の知識が持つ名声は、学問的洞察への尊重に基づくと言うよりは、むしろ伝承された技術的なやり方が「確か」であり危険のないことが証明されているということに由来する。そこから、官職保持者も家長と同じように儀式的で危険を伴う行為について聖職者団体あるいは自己の同僚の助言を必要とするのである。危険を予防する知識は、同じやりかたで神官たちと、彼らに由来する法学者たちに市民法領域での助言行為を独占させた。私人と同様に、素人審判人や、審判人団体や、法廷を司る政務官や、他の官職保持者は、これらの法的助言を必要とする。法的助言の持つ、このような危険回避的特性は共和政期の法学に次のような諸特徴を刻むこととなった。<sup>(38)</sup>(1)神官団よりの由来とその担い手のノービレスへの根源的な限定、(2)初期における個別事例への拘束、(3)初期における自由で観念的な推論 (raisonnement) に対する伝統的権威的議論の優勢、(4)それゆえに(専門的な)利益代表でないところの助言の無償性と公的性格がこれである(番号は筆者が付加した)。これらの諸点は、なぜ専門法学者が原則として立法者や判決を下す政務官、素人審判人、告発者あるいは弁護人としてではなく、まさに助言者 (consultus) として職務を果たしたのかをも明らかにしているという。

### 第三節 弁護活動 (agere), 文書起草活動 (cavere), 解答活動 (respondere)

本節では、ヴィーアッカーは法学者の個別の活動として弁護活動 (agere), 文書起草活動 (cavere), 解答活動 (respondere) のそれぞれを順次検討する<sup>(39)</sup>が、それは、あくまで助言活動の下位区分として相互にむすびつけて考えら

(38) Wieacker, RRG, S.556 小活字箇所

(39) Wieacker, RRG, S.557-563

れているのがその議論の特徴である。

まず第一に弁護活動についてヴィーアッカーは次のように論ずる。<sup>(40)</sup>  
 “agere”（「せきたてる」の意味だが、ここでは「訴える」の意）とは、語義に従えば訴訟（および取引）当事者自身の（公的）行為である。しかし、合意された方式の選択と正しい朗読に際しての助言は、昔から、伝承された方式書を知っており且つ文言上の危険を考えて当事者にそれを読んでみせた神官たちの職務であったので、今や弁護活動は法学者の行為をも意味し得た。方式書訴訟において、このような職務領域は根本から変化した。一方で朗読は姿を消し、他方で法学者たちは、伝承され、今や告示で提案された方式を持ち出すのみではなく、新しい訴訟上の方式や弁護手段（抗弁（*exceptio*）や前書き（*praescriptio*））をも持ち出した。告示の模範方式も、かつてそれらから独立した弁護活動に由来する。なお、共和政末期において実際に弁護活動を担ったのは少数の著名な法学者に加えて、法廷を司る政務官の下僚であったらうとヴィーアッカーは推測している。

第二に文書起草活動の本来のあり方についてヴィーアッカーは以下のよう<sup>(41)</sup>  
 に論ずる。“cavere”とは、法的取引の締結ないし締結にあたっての助言を意味する（言語心理学上の情報に富んだ）言葉である。証人を通じて知られた私的な法律行為に際しても、クーリア民会の前での法律行為（自権者養子縁組や民会遺言）あるいは法務官の面前での公的法律行為（法廷譲渡や他権者養子縁組）のように、それに協力することはすでに神官たちの職務に属していた。それが、現存する取引形式のうちでどのようなものをその目的のために選び、それをいかに形式に則してなしとげるかについて、当事者に彼らが助言したことであろうと、またそれが新しい方式の起草であろうと、そのいずれも彼らの職務だったのである。世俗の法学において、これらの職務も諸

(40) Wieacker, RRG, S.557 なお、小活字箇所元首政以降に関する記述（法学者の元首への勤務と解答活動への重点移動他）は紹介を割愛した。

(41) Wieacker, RRG, S.557-560 ここでは、“cavere”の語に、通例どおり「文書起草活動」の訳語を当てるが、その本来の意義が書面での活動に限定されていないことは、本文で紹介するとおりである。

成契約と無方式の合意 (pacta) を認めることを通じて行われた法的型式主義の緩和に伴い拡大した。主要領域において、ともかく文書起草活動はひきつづき神官たちの「訴権形式主義」に従っていた。それゆえ、遺言や(著しく柔軟な)問答契約の修整に際してもまた「訴権形式主義」に従ったのである<sup>(42)</sup>。また、法学者は私人の当事者にのみ助言を求められたのではなく、土地の賃貸借や公共事業、国有財産競売に際しての一般的条件(約款 *leges*, 合意内容・規範 *formae*)の策定に際しては戸口総監にも助言を求められたという。さらに、ヴィーアッカーは、口頭での助言が、文書作成へと拡大された様および口頭主義の持続について次のように述べる<sup>(43)</sup>。口頭でなされた(そしてローマの少数の儀式行為では、「動作でもなされた」)取引に際して家で行われた協力という意味での“*cavere*”は、ただちに文書作成 (*cautio*) へと広がった。文書作成の風習は、ギリシアの影響下ではじめて生じたのではないが、極めてすみやかに生じた。もっとも早ければ遺言の際に自然に生じたであろう。しかし、法学者は、旧来の口頭主義の作用が持続するなか、古典期の終わりまで、法的効果は語られた言葉(および法的行為)に付随するということに固執したという。最後の点は、契約の記録が有する意義にも影響を与えている。ローマにおける契約の記録は、内側と外側に書き付け (*scriptura interior, exterior*) を伴い且つ封印される形式の蠟板 (*tabulae, t. ceraeque*) の上に記され、その蠟板は必要に応じて“*Diptychon*”(2枚の板)あるいは“*Polyptychon*”〔多数の板〕として発行された。しかし、記録自体は権利義務を生じさせる『作用形態』ではなく、すでに起こったことで、その場に居合わせた証人の面前で裏付けられた口頭での経過を記憶するための記録文書であるにすぎないとされた。文書起草活動について最後にヴィーアッカーが述べるのは、法学者自身による方式書の起草活動、および彼らが徐々に日常的な文書作成業務を下級法曹の手に委ねた点である<sup>(44)</sup>。神官法学が後退

(42) Wieacker, RRG, S.557f.

(43) Wieacker, RRG, S.558f.

(44) Wieacker, RRG, S.558f. 後々まで考案者の名前が伝えられた例として、ヴィ

した後、取引に際しての助言は、すでに日常的な好意 (*gratia*) をもたらしていたので、初期法学者の主要な職務となった。そのことは、器用に考案された方式書に現れていたが、その方式書は時折考案者の名前を帯びており、その名前がしばしば数百年も保持された。文書起草活動においてもまた、弁護活動 (*agere*) ほどではまだないが、取引と市民法が拡大した後であってさえ偉大な法学者が日々の定形業務をまだ自分で果たしていた、つまり、個々の取引に助言しつつこれを助けるか、あるいはさらにこれを書き記したということが考慮されるべきである。その仕事は、今や同階層の必要とすること、困難な課題に際して助言をすること、そして新しい方式書を文字のかたちで提案することに限定されてしまった。日常的な文書作成業務は、書き記すことのできる下級法曹、書記 (*scribae*) や政務官の属吏 (*apparitores*) や自由職業の代筆人が明らかに行ったが、彼らはその際流布している方式書集を利用した。すでにカトーの売買方式書や請負方式書は、土地経済経営者自身〔農場主などか?〕をも対象とするものであったという。

第三の助言活動は解答活動であるが、これをヴィーアッカーは助言活動のうち最も重要で効果の大きい部門であるとした上で、「具体的な法律事件の判決に関して私人や政務官や審判人あるいは他の法学者が行った照会に対する鑑定的意見」と定義し、解答 (*responsum*) という言葉の語義は未だ一般的な法的意見には及ばなかったとする<sup>(45)</sup>。ついで、根源的にのみ祭祀上の語の領域に属するものとして、解答という言葉は(絶えず技術的に適用される中で)さらに祭祀上の(とりわけ神官の)解答にも(例えば、前兆や凶兆 (*monstra*) や異兆 (*portenta*) について)、世俗の法的解答と同様に適用され、そのことで、祭祀上の鑑定と市民法上の鑑定の、あの根源的近縁性が明らかにされたと述べるが、その理由としては祭祀上の知識領域と法知識の領域が源を同じ

---

ーアッカーは「ムーキウスの担保 (*cautio Muciana*)」や「アクィーリウスの問答契約 (*stipulatio Aquiliana*)」, 「アクィーリウスの後生子 (*postumi Aquiliani*)」の名を挙げる (Wieacker, RRG, S.559, n.39)。

(45) Wieacker, RRG, S.560

くするためであるという解答自体の沿革的理由よりは、法的解答と祭祀上の解答の両方が、本来は神官によってなされたためであるという担い手の歴史的沿革による理由が強調される。なお市民法上の解答が、歴史上本来神官団から与えられたために、法学が世俗化した後も、解答は中立的性格を帯びることとなり、政務官あるいは審判人に対して当事者の一方に好意的な判決を下すよう説き伏せるような、一当事者に偏した鑑定とはならなかった。次いで、ヴィーアッカーの議論は解答の口頭性と個人的性格に及び、それが法学者の私邸において、そこを訪れた者に対し家長の高椅子から発せられる様を描写する<sup>(46)</sup>。それは当事者の手で証人の面前で記録されることとなった。なお、法学者自身がたいていは審判人を対象として書いた (Pomp. D. 1, 2, 2, 49) という伝承が存在するが、それをヴィーアッカーは例外であるか、それともポンポーニウスによって昔の状況を知らないまま単に整えられたものと推

(46) Wieacker, RRG, S.561f. 同箇所n.50は、まず Cic. De or.3, 33,133 に言及している。他に Cic. De or.1, 48, 212 でのマーニウス・マニリウスの活動などにも言及するが、これは弁護活動と文書起草活動に限定されていたと言う。以下に「ケケロー選集」第7巻の大西英文訳に依りながら、前者の記述のみ見ることとする。原文はオックスフォード版によった。「父や義父はセクストゥス・アエリウスのことを覚えていたし、われわれ自身もマーニウス・マーニウスがフォルムを横切って散歩しているのを眺めたことがあるが、彼らの際だった特徴が、そうして豊かな学識を手に入れつつ、その豊かな学識を全市民への助言として役に立てようとしていたことであつた。かつて、その彼らがそうして散歩しているおりに、家で肘かけ椅子に腰かけてくつろいでいるおりに、人々は近づいて、市民法についてはもちろんのこと、娘を嫁がせることについて、地所の購入について、農地の耕作について等々、要するに、ありとあらゆる義務や仕事についても相談をもちかけたものなのである。meminerant illi Sex. Aelium; M'. vero Manilium nos etiam vidimus transverso ambulante foro, - quod erat insigne eum, qui id faceret, facere civibus suis omnibus consilii sui copiam; ad quos olim et ita ambulantis et in solio sedentis domi sic adibatur, non solum ut de iure civili ad eos, verum etiam de filia collocanda, de fundo emendo, de agro colendo, de omni denique aut officio aut negotio referretur。」この史料は、原田「原理」12頁によって引かれ、法律以外の生活事項万般にわたって信頼される法学者のあり方を示す史料として援用されている。他にもポーマンが、信頼され尊敬される法学者像の典型として、ケケロー『ムーレーナ弁護論』での揶揄的な記述 (Cic. Pro Mur.28-9) と対比させるかたちで導入部の冒頭において引用している (Bauman, LRP, p.1)。

測している。他方でヴィーアッカーは、古い専門文献中に完全な構成要件および当事者名とともに解答が正確に再現されていることから、文書資料が助言者の家内資料庫に閲覧と公刊のために残されていたのではないかと推測している。

本節の最後で、ヴィーアッカーは解答に独特なスタイルについて述べる<sup>(47)</sup>。解答は、問い合わせに際しての完全な事情の再現や、また本来的には根拠も伴っていないものであり、判断のみが明らかにされるものであった。それは助言者の依頼者への権威的関係に対応していた。判断の根拠付けは、さしあたり法学者同士のフォルムでの論争 (disputatio fori) や、具体的な機会に関わらない諸解答において生まれ、そこから文字によって伝えられた。このような議論から、自立した認識関係としての法学が始まったという。なお、ヴィーアッカーの推測では、関係者が複数の法的解答を手にするは大いにあり得ることであり、もし意見の相違があった場合、その優劣は解答者の個人的ないし専門的権威によって決せられるか、あるいは判決を下す任に当たる政務官ないしは審判人が個人的に決定したであろうとされる。

### むすびにかえて

以上、ポンポーニウスの史料を紹介した後、主として欧米圏の議論に導かれながら、第一に紀元前3・2世紀における法学者の出自・社会的地位およびその活動について検討を試みた。クンケルによる『『第一人者』による独占物』という規定から、ヴィーアッカーの『『新人』のノーピリタースへの跳躍板』に、という規定の修整はあるものの、法学の修得とその実践が政治的成功を手にするための有効な手段たり得たこと自体は、法学者と神官職の密接な結びつきとともに確認できたと考えられる。しかし、それが弁論術や軍事的功績など他の諸手段と比較してどの程度の有効性を有したかという問題は課題として残る<sup>(48)</sup>。そして第二に、法学者の活動が当時の社会的文脈の中で

(47) Wieacker, RRG, S.562f.

(48) 果たして逆に『第一人者』が法学によって独占されていたかという疑問も浮か

のような意義を有したかについて、主としてヴィーアッカーの議論によりつつ、神官との歴史的関連、当時の指導的政治家のあるべき理念と社会の運営原理をも視野に入れつつ見通すことができた。法学者の弁護活動、文書起草活動、解答活動は、根源的には助言活動に集約され、助言活動とは「助言を求められる (consuli)」という受動的な語義を有するものだが、ヴィーアッカーは当時のローマ社会という文脈において助言活動一般が持つ、上位のものから下位のものへの援助としての性格とその受動性に着目し、そこから、法学者の活動の無償性と非党派制を説明するのである。ただ、史料が制約されているためもあり、法学者の具体的な活動実態について筆者なりに詳しいイメージを描くことができなかつたのは残念である。しかし、紀元前3・2世紀の法学者に関する以上の様な議論に接すると、筆者がすでに拙著で示したように、法学者のあり方が両極化して政治面での成功を多く求めずに法学に従事する多数と、政治的成功を求める少数（その中には、政治的有力者に貢献することで補欠執政官職を授けられたアルフェーヌスのような法学者も存在する）に分かれるという紀元前1世紀の法学者の状況との対比がより鮮明になると思量する。

本稿では、ほぼ欧米の成果の紹介に終始してしまったが、これらの学説の相対化と批判的消化は次稿以降の課題としたい。筆者は、長期的には元首政成立以降の法学者のあり方をも視野に入れて通史的な考察を展開したいと企図しているが、さしあたり次稿では紀元前3・2世紀における法学と弁論、軍功のあり方を比較検討してみたいと考えている。

---

び上がってくる。そこから、筆者が前回試みた法学と弁論術、軍功の比較作業が紀元前3・2世紀についても必要であると考えられるのである。